

議案第36号

米原市立の学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例について

米原市立の学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて議会の議決を求める。

平成29年3月6日提出

米原市長 平尾道雄

提案理由

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号）の一部改正に伴い、改正の必要を認めたため、この案を提出するものである。

米原市立の学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

米原市立の学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成17年米原市条例第168号）の一部を次のように改正する。

題名中「米原市立の学校」を「米原市立学校」に改める。

第1条中「公立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する法律」を「公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律」に、「米原市立の学校」を「米原市立学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校および就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）をいう。）」に改める。

第2条中「機関」の次に「（以下「実施機関」という。）」を加え、「以下「教育委員会」という。」を「幼保連携型認定こども園の学校医等に係る補償にあつては、市長」に改める。

第3条および第5条第1項中「教育委員会」を「実施機関」に改める。

第6条中「教育委員会」を「実施機関が」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

米原市立の学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例新旧対照表

改正後	現 行
<p>米原市立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律</u>（昭和32年法律第143号。以下「法」という。）第4条第1項の規定に基づき、<u>米原市立学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校および就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）をいう。）の非常勤の学校医、学校歯科医および学校薬剤師（以下「学校医等」という。）の公務上の災害（負傷、疾病、障がいまたは死亡をいう。以下同じ。）に対する補償（以下「補償」という。）の範囲、金額および支給方法その他補償に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(実施機関)</p> <p>第2条 補償を実施する機関（以下「実施機関」という。）は、<u>米原市教育委員会（幼保連携型認定こども園の学校医等に係る補償にあつては、市長）</u>とする。</p> <p>(通知)</p> <p>第3条 <u>実施機関</u>は、学校医等の災害が公務上のものであるときは、補償を受けべき者に対して、その者が法によって権利を有する旨を速やかに通知しなければならない。</p> <p>第4条 略</p> <p>(報告、出頭等)</p>	<p>米原市立の学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>公立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する法律</u>（昭和32年法律第143号。以下「法」という。）第4条第1項の規定に基づき、<u>米原市立の学校の非常勤の学校医、学校歯科医および学校薬剤師（以下「学校医等」という。）の公務上の災害（負傷、疾病、障がいまたは死亡をいう。以下同じ。）に対する補償（以下「補償」という。）の範囲、金額および支給方法その他補償に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(実施機関)</p> <p>第2条 補償を実施する機関は、<u>米原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）</u>とする。</p> <p>(通知)</p> <p>第3条 <u>教育委員会</u>は、学校医等の災害が公務上のものであるときは、補償を受けべき者に対して、その者が法によって権利を有する旨を速やかに通知しなければならない。</p> <p>第4条 略</p> <p>(報告、出頭等)</p>

第5条 実施機関は、補償の実施のため必要があると認めるときは、補償を受け、もしくは受けようとする者またはその他の関係人に対して、報告をさせ、文書その他の物件を提出させ、出頭を命じ、または医師の診断もしくは検案を受けさせることができる。

2 略

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

第5条 教育委員会は、補償の実施のため必要があると認めるときは、補償を受け、もしくは受けようとする者またはその他の関係人に対して、報告をさせ、文書その他の物件を提出させ、出頭を命じ、または医師の診断もしくは検案を受けさせることができる。

2 略

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。